

令和5年度群馬県水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本県の水田率は約4割と低く、米の農業産出額は全体の1割程度であり、約8割は野菜や畜産の経営となっている。

水田は標高10～1,000mの間に幅広く分布し、平坦地域では主に米麦二毛作、中山間地域では良食味米生産等、地域条件を活かした水田農業が展開されている。

主食用米の恒常的な需要減少や生産者の高齢化・担い手不足等の課題がある一方で、米政策の見直しにより生産者や集荷業者・団体等が主体的に需要に応じた生産に取り組む必要があり、二毛作による水田収益力強化の推進が最重要課題となっている。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

二毛作や耕畜連携の取組等による水田のフル活用、ICT技術等を導入した低コスト・省力化の推進、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約の推進、および適地において、高収益作物の作付拡大等に取り組み、水田農業の収益力向上を図っていく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

平坦地域では、中間管理機構を活用し、法人及び認定農業者への農地集積・集約を進め、規模拡大を推進する。また、基盤整備済みの地域等では野菜等の高収益作物への転換を図り、団地化を進めることにより将来的な畑地化を目指す。

中山間地域では、地域の特色ある水田活用を進め、集落営農組織及び法人等による高収益作物・そば等の転換作物の拡大を推進する。

水田の利用状況については、作物作付・水稻共済一体化様式という県独自の台帳様式により、水張りの有無、畑地利用等について把握し、水田活用の直接支払交付金の助成対象水田の確認・整理を行う。

さらに、野菜の主産地等においては、国事業等を活用し、積極的に畑地化の取組を推進する。

また、一部の大豆産地等においては、連作障害や湿害等を回避し、継続的な生産を維持できるよう、ブロックローテーションの推進を図る。

上記取組を推進する地域では、産地づくりに向けた体制構築支援も活用し、合意形成を進める。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

平坦地域においては、「あさひの夢」や「ゆめまつり」等の米麦二毛作に適した品種や「いなほっこり」、「にじのきらめき」等の高温登熟性に優れる品種等について、関係機関・団体等と連携しながら作付けを推進する。また、播種前契約や複数年契約等について検討を進め、安定生産を図っていく。

中山間地においては、特Aランク獲得をはじめ、良食味米のブランド化や特別栽培の取組等、地域の創意工夫による付加価値の高い米づくりを推進する。

(2) 備蓄米

優先枠を積極的に活用し、希望地域において取組を推進する。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米からの転換を図り、土地利用集積等により、低コスト・多収生産を推進する。また、飼料用米の安定生産・供給のため、多収品種への転換、複数年契約等を推進し、耕畜連携による国産飼料増産、資源循環等の取組を推進する。

イ 米粉用米

主食用米からの転換を図り、土地利用集積等により、低コスト・多収生産を推進する。また、米粉用米の安定生産・供給のため、複数年契約等を推進する。

ウ 新市場開拓用米

二毛作や土地利用集積、GAP の取組を推進しつつ、既存の取組地域において、需要に応じた生産を行う。

エ WCS 用稲

耕種農家と畜産農家のマッチングやコントラクター組織の育成を推進し、団地化や土地利用集積によりコスト削減を図る。また、二毛作や耕畜連携による国産飼料増産、資源循環等を推進する。

オ 加工用米

実需者との結びつきを維持しつつ、作付可能な地域において、主食用米からの転換を図り、需要に応じた生産を推進する。また、二毛作や土地利用集積、GAP の取組により、低コスト・高品位安定生産を推進する。

(4) 麦、大豆、飼料作物

本県における主要な水田営農モデルとして、これらの作物と新規需要米等とのブロックローテーション及び二毛作を推進し、水田のフル活用による収益力の向上を図る。

ア 麦

麦については、実需者ニーズに対応した品質と生産量の確保を推進する。収量・品質の安定化を図るため、排水対策、施肥管理及び病虫害防除等を徹底するとともに、GAP の取組等を重点的に実施する。

また、需要が増加しているパン用小麦「ゆめかおり」について、水田での高タンパク栽培技術導入を推進し、作付拡大を目指す。

イ 大豆

大豆については、需要に応じた生産を行うため、契約栽培を基本とし、作付面積の維持と担い手への農地集積を図るとともに、集落営農法人等によるブロックローテーションを推進する。

また、近年導入した「里のほほえみ」の種子確保や栽培技術の普及により高品位安定生産を図るとともに、地元需要者との結びつきにより地産地消の取組を推進する。

ウ 飼料作物

飼料作物については、国産自給飼料の確保のため、作付可能なほ場において生産を行い、耕畜連携による資源循環等の取組、担い手への農地集積による飼料用

とうもろこし、飼料用大麦等の作付拡大を推進する。

(5) そば、なたね

実需者との契約に基づく生産を推進するとともに、品質向上と安定生産を図るため、排水対策や適期収穫等を推進する。中山間地においては、集落営農等の生産組織を中心として、地域振興等の活動と連携した生産・加工等の取組を推進する。

(6) 地力増進作物

主に園芸作物等の作付地域において、次期作に向けた土作りの取組として推進する。また、有機栽培等においても地力増進の取組としての導入を図る。

(地力増進稲、ソルガム、エン麦、ライ麦、イタリアンライグラス、ローズグラス、クローバー類、アルファルファ、レンゲ、その他地力増進作物(青刈り大豆、マリーゴールド等)、クロタラリア、フェアリーベッチ、ナギナタガヤ)

(7) 高収益作物

本県の営農モデルである米麦二毛作+野菜等の高収益作物の複合経営による収益力向上を目指し、野菜、花き、こんにゃくに対して産地交付金を活用し、生産振興を図る。

基盤整備済みの地域や露地野菜の中心的な産地等では、団地化を進め、将来的な畑地化に向けた取組を推進する。

ア 野菜(県内全域)

きゅうり、トマト(ミニトマト含む)、なす、いちご、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、ブロッコリー、えだまめ、ちんげんさい、パプリカ、ズッキーニ、にら、にがうり、たまねぎ、スイートコーン(未成熟とうもろこし)、さやいんげん、だいこん、ふき、うど、こまつな、すいか、やまといも、はくさい(「野菜王国・ぐんま推進計画」(令和2年度～令和7年度)における重点品目等)

イ 花き(主に東部平坦地域～中山間地域)

スプレーギク、コギク(「群馬県花き振興計画」(令和2年度～令和7年度))

ウ コンニャク(主に中山間地域)

5 作物ごとの作付予定面積等 ～ **8 産地交付金の活用方法の明細**

別紙のとおり

※ 地域農業再生協議会が水田収益力強化ビジョンを策定する場合には、都道府県水田収益力強化ビジョンの後に添付してください。

※ 農業再生協議会の構成員一覧(会員名簿)を添付してください。

別紙

5 作物ごとの作付予定面積等 (水田)

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和5年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	12400		12400		12400	
備蓄米	111		155		155	
飼料用米	1575		1575		1575	
米粉用米	372		375		375	
新市場開拓用米	0		4		4	
WCS用稲	584		584		584	
加工用米	1439	882	1439	882	1439	882
麦	6970	4642	7120	4735	7120	4735
大豆	140	3	142	3	142	3
飼料作物 (WCS・飼料用米除く)	591	314	600	111	600	111
・子実用とうもろこし	4		2		2	
そば	58	24	71	37	71	37
なたね	1		2		2	
地力増進作物	10		3		3	
高収益作物	817		817		817	
・野菜	740		740		740	
・花き・花木	10		10		10	
・果樹						
・その他の高収益作物	67		67		67	
その他						
畑地化			88		88	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	R4年度	R5年度
				前年度（実績）	目標値
1	麦類	麦の品質向上助成	麦類1等比率 赤カビ病防除率	93% 77%	(5年度) 80% (5年度) 78%
2	大豆	大豆の品質向上助成	普通大豆1等比率 面積集積率	30% 43. 3%	(5年度) 30% (5年度) 44. 0%
3	麦類、大豆、飼料作物、飼料用米、米粉用米、WCS用稲、加工用米、新市場開拓用米	二毛作助成	取組面積	5500ha	(5年度) 5650ha
4	飼料用米 WCS用稲、飼料作物	耕畜連携助成	取組面積	776ha	(5年度) 780ha
5	『野菜王国・ぐんま』推進計画に掲げる重点8品目等、コギク、スプレーギク、こんにゃく	地域振興作物助成	取組面積	726ha	(5年度) 745ha
6	飼料用米、米粉用米、加工用米、新市場開拓用米	新規需要米等の生産性向上助成	作付面積	3386ha	(5年度) 3393ha
7	飼料用とうもろこし	飼料用とうもろこしの生産性向上助成	作付面積	254ha	(5年度) 260ha ※R5年から対象作物見直しのため目標値変更
8	新市場開拓用米	複数年契約の取組 (新市場開拓用米)	取組面積	0. 1ha	(5年度) 4ha (6年度) 4ha
9	そば、なたね	そば、なたねの作付の取組	取組面積	30. 7ha	(5年度) 31ha
10	新市場開拓用米	新市場開拓用米の作付の取組	作付面積	0. 1ha	(5年度) 4ha
11	地力増進作物	地力増進作物の作付の取組	作付面積	10ha	(5年度) 10ha (6年度) 10ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

群馬県

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	麦の品質向上助成(基幹作)	1	3,500	麦類	担い手、取組面積4ha以上(基幹作+二毛作)、GAP、赤かび病防除、排水対策・追肥等
1	麦の品質向上助成(二毛作)	2			
2	大豆の品質向上助成	1	4,500	大豆	担い手、取組面積2ha以上(基幹)、GAP、病虫害防除
3	二毛作助成(二毛作)	2	13,500	別紙のとおり	担い手
4	耕畜連携助成(わら利用)(耕畜連携)	3	10,000	飼料用米	利用供給協定の締結、わら利用
4	耕畜連携助成(資源循環)(耕畜連携)	3	11,000	WCS用稲、飼料作物	利用供給協定の締結、堆肥散布
5	地域振興作物助成	1	8,000	別紙のとおり	指定する園芸作物等の作付
6	新規需要米等の生産性向上助成	1	2,000	別紙のとおり	1ha以上(基幹)、GAP(加工用米・新市場開拓用米のみ)
7	飼料用とうもろこしの生産性向上助成	1	4,500	飼料用とうもろこし(青刈り・子実)	担い手、利用供給協定等の締結、取組面積1ha以上(基幹)
8	複数年契約の取組(新市場開拓用米)	1	10,000	新市場開拓用米	経営所得安定対策等実施要綱の規定のとおり (全て基幹作のみ)
9	そば、なたねの作付の取組	1	20,000	そば、なたね	
10	新市場開拓用米の作付の取組	1	20,000	新市場開拓用米	
11	地力増進作物の作付の取組	1	20,000	地力増進作物(別紙のとおり)	

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

産地交付金対象作物

整理 番号	使 途	対 象 作 物
3	二毛作助成(二毛作)	麦類、大豆、飼料作物、飼料用米、米粉用米、WCS用稲、加工用米、新市場開拓用米
5	地域振興作物助成	『野菜王国・ぐんま』推進計画(令和2年度～令和7年度)に掲げる重点8品目等(きゅうり、トマト(ミニトマト含む)、なす、いちご、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、ブロッコリー、えだまめ、ちんげんさい、パプリカ、ズッキーニ、にら、にがうり、たまねぎ、スイートコーン(未成熟とうもろこし)、さやいんげん、だいこん、ふき、うど、こまつな、すいか、やまといも、はくさい)、およびコギク、スプレーギク(「群馬県花き振興計画」(令和2年度～令和7年度))、こんにゃく
6	新規需要米等の生産性向上助成	飼料用米、米粉用米、加工用米、新市場開拓用米
12	地力増進作物の作付の取組	地力増進稲、ソルガム、エン麦、ライ麦、イタリアンライグラス、ローズグラス、クローバー類、アルファルファ、レンゲ、その他地力増進作物(青刈り大豆、マリーゴールド等)、クロタリア、フェアリーベッチ、ナギナタガヤ

8 産地交付金の活用方法の明細

1. 都道府県名

群馬県

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)			活用予定額
		当初配分 (A)	追加配分 (B)	
群馬県 (①)	1,033,637,000	1,033,637,000	0	1,033,637,000
地域農業再生協議会合計 (②)				
〇〇協議会				
△△協議会				
□□協議会				
合計 (①+②)	1,033,637,000	1,033,637,000	0	1,033,637,000

(注)追加配分が未定の段階にあっては、該当箇所を空欄により作成することとします。

(参考)国からの配分枠

	配分枠 (A+B)		
		当初配分 (A)	追加配分 (B)
国からの配分枠	1,033,637,000	1,033,637,000	0

3. 活用方法

配分枠

1,033,637,000

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単価① (円/10a)	面 積 (a単位)※3																	所要額 ①×② (円)
				戦略作物							新市場開拓用米	そば	なたね	地力増進作物	高収益作物				その他	合 計 ② ※5	
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米					野菜	花き・花木	果樹	その他の 高収益作物			
1	麦の品質向上助成(基幹作)	1	3,500	152,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	152,000	53,200,000
1	麦の品質向上助成(二毛作)	2	3,500	345,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	345,000	120,750,000
2	大豆の品質向上助成	1	4,500	0	8,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,900	4,005,000
3	二毛作助成(二毛作)	2	13,500	421,620	200	10,000	0	0	0	82,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	513,820	693,657,000
4	耕畜連携助成(わら利用)(耕畜連携)	3	10,000	0	0	0	0	41,009	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41,009	41,009,000
4	耕畜連携助成(資源循環)(耕畜連携)	3	11,000	0	0	800	0	0	31,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32,300	35,530,000
5	地域振興作物助成	1	8,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65,000	370	0	6,400	0	71,770	57,416,000
6	新規需要米等の生産性向上助成	1	2,000	0	0	0	25,000	65,000	0	40,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	130,000	26,000,000
7	飼料用とうもろこしの生産性向上助成	1	4,500	0	0	4,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,600	2,070,000
8	複数年契約の取組(新市場開拓用米)	1	10,000																	0	取組に応じた追加配 分枠
9	そば、なたねの作付の取組	1	20,000																	0	
10	新市場開拓用米の作付の取組	1	20,000																	0	
11	地力増進作物の作付の取組	1	20,000																	0	
合 計 (基 幹)※4			実面積	152,000	8,900	4,600	25,000	65,000	31,500	40,000					65,000	370	0	6,400	0	398,770	1,033,637,000
合 計 (二 毛 作)※4			実面積	421,620	200	10,000	0	0	0	82,000					0	0	0	0	0	513,820	

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う使途について記入し、追加配分により支援を行う使途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。
また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各使途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)使途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

- 1 追加配分を受けた場合
追加配分額の内、地域の取組に応じた配分を除いた額を整理番号1～7の所要額(計画単価×計画面積)の比率で按分し、各取組に充当する。
充当単価は次の計算式で算定する。【充当単価＝当該配分額/当該計画面積】
- 2 減額調整を受けた場合
調整額を整理番号1～7の所要額(計画単価×計画面積)の比率で按分し、各取組から減額する。
減額単価は次の計算式で算定する。【減額単価＝当該減額分/当該計画面積】
- 3 追加配分と減額調整が両方ある場合
地域の取組に応じた配分を除いた追加配分額と減額調整額を相殺し、差額によって上記1または2のとおり配分(減額)する。
- 4 取組に応じた追加配分について
整理番号11については、地域の取組に応じた配分の活用額合計の上限内で調整を行ってもなお所要額が不足する場合、単価の減額調整を行うこととする。
単価調整は次の計算式で算定する。【調整単価＝(配分額/所要額)×計画単価】
(※地力増進作物の取組の配分額は、水田収益力強化ビジョンに地力増進作物の取組方針等を位置づけた地域農業再生協議会における、以下のア及びイの合計面積について、追加配分される。
ア 支援対象年度の前年度における産地交付金追加配分実施面積(ただし、支援対象年度の作付面積が前年度の産地交付金の追加配分実施面積より小さい場合は、支援対象年度の作付面積となる。)
イ 支援対象年度の作付面積が前年度の作付面積から増加している場合、以下の(ア)又は(イ)のいずれか小さい方の面積
(ア) 水稻(加工用米、米粉用米及び新市場開拓用米を除く。)の支援対象年度の前年度からの作付減少面積
(イ) 地力増進作物(基幹作に限る。)の支援対象年度の前年度からの作付拡大面積地域協議会単位で水稻作付面積の前年度からの減少分が地力増進作物作付面積の前年度からの増加分の
いずれか小さい方の面積に対して配分される)

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

- 1 整理番号8～11(地域の取組に応じた追加配分の取組)の所要額合計が配分枠合計を超過しなかった場合
 - ①整理番号1～7で所要額合計が配分枠合計を超過した場合
次の単価調整係数(小数点第5位以下切り捨て)を用いて、整理番号1～7の単価を一律に減額調整する。
・単価調整係数＝配分枠【整理番号1～7の(計画単価×計画面積)の合計】/所要額【整理番号1～7の(計画単価×助成対象面積)の合計】
【調整後単価＝計画単価×単価調整係数】
 - ②整理番号1～7の合計所要額が配分枠を下回っている場合
調整なし ※ただし、大幅に執行残がある場合、残額が0に近づくよう整理番号1～7の単価へ増額し、調整する。(一律ではない)
- 2 整理番号8～11(地域の取組に応じた追加配分の取組)の所要額合計が配分枠合計を超過した場合
 - ①整理番号8～11の不足額について、整理番号1～7の配分額合計から流用し、整理番号8～11に対して計画単価のとおりに交付できるようにする。
※4. 追加配分等を受けた場合の調整方法の通り、整理番号11については単価調整後、実績面積の増加により所要額が不足する場合に限る。
 - ②整理番号1～7の取組について
 - (ア)整理番号1～7の所要額合計が配分枠合計を上回っている場合
次の単価調整係数(小数点第5位以下切り捨て)を用いて、単価を一律に減額調整する。
・単価調整係数＝配分枠【整理番号1～7の(計画単価×計画面積)の合計－(整理番号8～11への流用額)】/所要額【整理番号1～7の(計画単価×助成対象面積)の合計】
【調整後単価＝計画単価×単価調整係数】
 - (イ)整理番号1～7の合計所要額が配分枠を下回っている場合
調整なし ※ただし、大幅に執行残がある場合、残額が0に近づくよう整理番号1～7の単価へ増額し、調整する。(一律ではない)

6. 高収益作物について

こんにゃく

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。
注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	群馬県				整理番号	1
使途名	麦の品質向上助成					
対象作物	麦類(基幹作)(二毛作)					
単 価	3,500円/10a(追加配分額に応じて単価を増額調整する。)					
課 題	本県の水田農業においては、麦作を転換作物の中心として、水田のフル活用を推進している。また、麦生産においては、実需者の求める品質の確保や安定供給が最重要課題である。 令和4年度実績は1等比率は93%、赤かび病防除率(R4年度追加)は77%と目標を上回った。実需者ニーズに対応した生産を行うためには、病虫害防除や追肥、排水対策及びGAPによる生産工程管理等の確実な実施が重要であり、品質向上の支援を継続することが必要である。 令和5年度は、麦類1等比率については過去平均を上回る80%を引きつづき目標とする。赤かび防除率については実施率78%を目標とし、将来的には100%を目指して推進する。					
目 標	麦類1等比率	目標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	70%	75%	77%	80%
	赤かび病防除率	目標	73%	76%	93%	—
		実績	—	—	72%	78%
内 容	水田における麦生産で、以下の要件を満たす取組に対して助成する。					
具体的要件	1 助成対象者(以下をすべて満たすこと) ①販売等を目的として対象作物を生産・耕作する販売農家・集落営農 ②需要者と出荷・販売契約を締結していること(販売目的の自家加工用麦生産者を含む) ③以下の担い手であること 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、人・農地プランに位置づけられた中心経営体のいずれか 2 助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱(以後、要綱)別紙1に定める交付対象水田であること 3 取組要件(以下のすべての要件を満たすこと) ①麦類を4ha以上生産していること(基幹+二毛の合計で可) ②GAPの取組を行うこと ③赤かび病防除を実施すること ④以下のいずれかの取組を行うこと ・小麦:①追肥の実施または緩効性成分入りの肥料の基肥散布、②排水対策の実施(排水溝・明渠・暗渠等の設置、溝掘り、心土破碎等)・大麦:排水対策の実施(同上)					
取組の確認方法	1 助成対象者 ・要綱Ⅳの第2の1の(3)及び(4)の規定に準じる。なお、自家加工の生産者の場合は、自家加工販売計画書(要綱様式第9-2号)により確認する。 ・担い手であることの確認は、農業経営改善計画、青年等就農計画、経営所得安定対策への加入を希望する集落営農の一覧(要綱様式第5号)、人・農地プラン等により行う。 2 助成対象水田 ・営農計画書、水田台帳により確認する。 3 取組要件 ・取組面積の確認は、要綱Ⅳの第2の1の(5)の規定に基づき行う。 ・GAPの取組の確認は、GAPチェックシートにより行う。 ・赤かび病防除の確認は、作業日誌及び薬剤購入伝票により行う。 作業委託(無人ヘリコプター等)による防除の場合は、作業日誌及び作業委託契約書(申込書等)により確認する。 ・追肥、緩効性成分入りの基肥散布の確認は、作業日誌及び肥料購入伝票により行う。 ・排水対策の確認は、作業日誌、現地確認等により行う。					
成果等の確認方法	(1等比率)令和6年1月末までに、農産物検査結果により確認する。 (赤かび病防除率)産地交付金実績面積および統計値により確認する。					
備考						

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	群馬県				整理番号	2
使途名	大豆の品質向上助成					
対象作物	大豆(基幹作)					
単 価	4,500円/10a(追加配分額に応じて単価を増額調整する。)					
課 題	大豆生産については、作付可能な地域において主食用水稻からの転換作物として推進を図っている。令和4年度実績は、大豆1等比率30%、面積集積率43%と目標を上回った。品質の安定化は生産者の所得向上に直結するため、引き続きGAPによる生産工程管理、適切な病虫害防除、適期収穫の励行が必要。また、省力化・低コスト生産を推進するため、担い手への面積集積による団地化を推進する必要がある。 大豆作付面積については、R2年度から増加傾向で推移しており、更なる作付拡大を目指し、単価を増額して推進を図っていく。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	普通大豆 1等比率	目標	15%	55%	15%	30%
		実績	53%	12%	30%	—
	面積集積率	目標	—	—	42%	44%
		実績	38.4%	41.4%	43.3%	—
内 容	水田における大豆生産で、以下の要件を満たす取組に対して助成する。					
具体的要件	1 助成対象者(以下をすべて満たすこと) ①販売等を目的として対象作物を生産・耕作する販売農家・集落営農 ②需要者と出荷・販売契約を締結していること(販売目的の自家加工用大豆生産者を含む) ③以下の担い手であること 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、人・農地プランに位置づけられた中心経営体のいずれか 2 助成対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱(以後、要綱)別紙1に定める交付対象水田であること 3 取組要件(以下のすべての要件を満たすこと) ①大豆を2ha以上生産していること ②GAPに取り組むこと ③病虫害防除の実施					
取組の 確認方法	1 助成対象者 ・要綱Ⅳの第2の1の(3)及び(4)の規定に準じる。なお、自家加工用の生産者の場合は、自家加工販売計画書(要綱様式第9-2号)により確認する。 ・担い手であることの確認は、農業経営改善計画、青年等就農計画、経営所得安定対策への加入を希望する集落営農の一覧(要綱様式第5号)、人・農地プラン等により行う。 2 助成対象水田 ・営農計画書、水田台帳により確認する。 3 取組要件 ・取組面積の確認は、要綱Ⅳの第2の1の(5)の規定に基づき行う。 ・GAPの取組の確認は、GAPチェックシートにより行う。 ・病虫害防除は作業日誌や薬剤の購入伝票等により行う。					
成果等の 確認方法	(1等比率)令和6年1月末までに農産物検査結果により確認する。 (面積集積率)大豆生産集団等の面積調査により確認する。					
備考						

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	群馬県				整理番号	3
使途名	二毛作助成					
対象作物	戦略作物(麦類、大豆、飼料作物、飼料用米、米粉用米、WCS用稲、加工用米)、新市場開拓用米(いずれも二毛作)					
単 価	13,500円/10a(追加配分額に応じて単価を増額調整する。)					
課 題	本県は、冬期の多日照や排水良好の水田が多い等の条件を活かし、米麦を基幹とする二毛作が行われている。全耕地に対する水田面積割合が低い本県では、水田フル活用による収益力向上のため二毛作の推進は必要不可欠である。 令和4年度実績は取組面積5500haと概ね目標を達成した。R5年度は、対象を担い手農家へ絞り、更なる集積を図り、本県の営農モデルである米麦二毛作＋高収益作物の組合せによる収益力向上を推進するため、二毛作の取組への支援を継続する。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	取組面積	目標	5,690ha	5,400ha	5,550ha	5,650ha
		実績	5,636ha	5,534ha	5,500ha	—
内 容	水田において、当年産で「主食用米(備蓄米を含む)と対象作物」または「対象作物同士」の組み合わせによる二毛作を行う場合、以下の要件を満たす、二毛作の取組に対して助成する。					
具体的要件	1 助成対象者(以下の要件をすべて満たすこと) ①販売等を目的として対象作物を生産・耕作していること ②需要者と出荷・販売契約を締結していること(販売目的の自家加工用の麦、大豆の生産者を含む) ③以下の担い手であること 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、人・農地プランに位置づけられた中心経営体 2 助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱(以後、要綱)別紙1に定める交付対象水田であること 3 対象作物(各作物において以下の要件を満たし、当該年度内に収穫・出荷・販売を行い、二毛作として作付していること) (1)麦 農協等と需要者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は需要者との販売契約を締結していること。 (2)大豆 農協等との出荷契約又は需要者等との販売契約を締結していること。 (3)飼料作物 需要者等との品質等の条件を含めた利用供給協定を締結していること。自らの畜産経営に供する目的で生産する場合は、自家利用計画を策定していること。 (4)飼料用米、米粉用米 新規需要米取組計画(需要に応じた米の生産・販売に関する要領(以後、要領)別紙2の第4の1)又は生産製造連携事業計画(米穀の新用途への利用の促進に関する法律第4条第3項)の認定を受けていること。					

	また、飼料用米については、経営所得安定対策要綱別紙13の2の(3)により、生産性向上(コスト低減)のため、以下の取組のうち一つ以上に取り組むこと。○飼料用米の生産性向上のための課題に対 する取組 ①密播、疎植栽培等の取組による移植苗箱数の削減 ②堆肥等の利用による肥料費の削減 ③ICT、スマート農業技術の利用による省力化・コスト低減 ④適切な施肥管理による収量向上(地域の農協及び指導機関の指導水準を参考とする) ・品種別適正基肥量の確保又は追肥の実施 ⑤立毛乾燥による乾燥・調製費削減 (5)WCS用稲 新規需要米取組計画の認定を受けていること。 (6)加工用米 加工用米取組計画(要領別紙1の第5)の認定又は加工用米出荷契約(要領別紙1の第6)を締結していること。 (7)新市場開拓用米 新規需要米取組計画の認定を受けていること。 (注)麦、大豆のうち、自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」(要綱様式第9-2号)を作成すること。 直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成すること。 (留意事項) ①戦略作物同士の組み合わせによる二毛作に取り組む場合は、営農計画書において、農業者が二毛作として生産する戦略作物、作付面積を申告すること。 ②それぞれの戦略作物の耕作者が異なる場合においても、いずれか一方(戦略作物助成の対象とならない方)が二毛作助成の対象となるため、関係者間で調整の上、営農計画書を提出すること。
取組の確認方法	1 助成対象者 ・要綱Ⅳの第2の1の(3)及び(4)の規定に基づき確認する。 2 助成対象水田 ・水田台帳、営農計画書により確認する。 3 助成対象作物 ・営農計画書及び出荷販売契約書(全作物に共通)、新規需要米取組計画(飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米の場合)、加工用米取組計画(加工用米の場合)、利用供給協定または自家利用計画(いずれも飼料作物の場合)により確認する。 ・飼料用米の生産性向上の取組を行ったことがわかる書類(作業日誌、資材等購入伝票等) ・取組面積の確認は、要綱Ⅳの第2の1の(5)の規定に基づき行う。
成果等の確認方法	令和6年1月末までに、産地交付金の実績面積により確認する。
備考	

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	群馬県				整理番号	4
使途名	耕畜連携助成					
対象作物	(わら利用)飼料用米、(資源循環)飼料作物、WCS用稲（いずれも基幹作）					
単 価	10,000円/10a(わら利用)、 11,000円/10a(資源循環)（追加配分額に応じて単価を増額調整する。）					
課 題	本県は畜産業が盛んであり、県農業産出額のおよそ4割を占めている。耕畜連携により水田の高度利用を図ることは、耕種農家の収益力向上、堆肥の提供等によるコスト低減の推進につながり、重要な取組である。 令和4年度実績は取組面積776haと目標を上回ったが、県内産飼料の生産は需要に追いついていないことから、水田における飼料増産を図るため、令和5年度も継続して耕畜連携の取組について支援を行う。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	取組面積	目標	550ha	545ha	695ha	780ha
		実績	543ha	691ha	776ha	—
内 容	飼料作物、飼料用米、WCS用稲を作付する水田において、耕畜連携(わら利用、資源循環)を実施し、以下の要件を満たす取組に対して助成する。					
具体的要件	1 助成対象者 ・販売等を目的として対象作物を生産・耕作していること(自家利用の場合を含む) 2 助成対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱(以後、要綱)別紙1に定める交付対象水田であること 3 助成対象作物(飼料作物、飼料用米、WCS用稲で、以下のいずれかの取組を行うこと) (1)わら利用(飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組) 利用供給協定(利用供給協定に含まれるべき事項は別紙のとおり)に基づき実施する飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組であり、次に掲げる事項のすべてを満たしていること。 ①当年産において、飼料用米の作付が行われる水田であること。 ②そのわらが確実に飼料として利用され、かつ、その子実が飼料又は飼料の種苗として利用される稲の作付であること。 ③刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定に定める時期としていること。 (2)資源循環(飼料生産水田への堆肥散布の取組) 水田で生産された粗飼料作物等(粗飼料作物等の範囲は別紙のとおり)の供給を受けた家畜の排せつ物から生産された堆肥を粗飼料作物等を作付けする又は作付した水田に施肥する取組であって、次に掲げる事項のすべてを満たしていること。 ①当該年度における堆肥の散布の取組であること。 ②散布される堆肥が、利用供給協定に基づき水田で生産された粗飼料作物等の供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたものであること。 ③堆肥を散布する者は、水田で生産された粗飼料作物等の供給を受けた家畜の所有者又はその者の委託を受けた者(飼料生産水田への堆肥散布の取組の交付対象者を除く。)であること。 ④同一年度において他に水田への堆肥散布の取組による助成を受けない水田であること。 ⑤堆肥の散布量が10a当たり2t又は4㎡以上であること。ただし、地域の公的機関が堆肥の散布量に関する基準を定めている場合にあっては、地域協議会の判断により当該基準に代えることができる。					

	(注)自ら家畜を飼養している者については、当該家畜のすべての堆肥を慣行に従って自己所有地に散布しても、なお堆肥が不足する場合に、不足分を利用供給協定に基づいて散布した面積に限り対象とする。 4 その他 ◆耕畜連携の取組を行う者は、連携の相手方となる者との間に、3年間以上を締結期間とする利用供給協定(利用供給協定に含まれるべき事項は別紙のとおり)を締結(自家利用の場合には自家利用計画を策定)すること。
取組の 確認方法	1 助成対象者 ・要綱Ⅳの第2の1の(3)及び(4)の規定に基づき確認する。 2 助成対象水田 ・水田台帳、営農計画書 3 助成対象作物 ・面積の確認は、要綱Ⅳの第2の1の(5)に基づき、営農計画書、現地確認により行う。 ・取組の確認は、作業日誌、利用供給協定書、自家利用計画、現地確認等により行う。
成果等の 確認方法	令和6年1月末までに、産地交付金実績面積により確認する。
備考	

(別紙)

○利用供給協定に含まれるべき事項

各取組における利用供給協定書は、実施する取組の種類に応じて、次の事項を記載するものとする。

1 わら利用(飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組)

- (1)取組の内容
- (2)わらを生産する者
- (3)わらを収集する者
- (4)わらを利用する者
- (5)ほ場の場所及び面積
- (6)刈取り時期
- (7)利用供給協定締結期間
- (8)わら取引の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- (9)その他必要な事項

2 資源循環(飼料生産水田への堆肥散布の取組)

- (1)取組の内容
- (2)供給される飼料作物の種類
- (3)飼料作物を生産する者
- (4)堆肥を散布する者
- (5)ほ場の場所及び面積
- (6)堆肥の散布時期及び量
- (7)利用供給協定締結期間
- (8)堆肥散布の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- (9)刈取り時期
- (10)その他必要な事項

○粗飼料作物等の範囲

青刈りとうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、
青刈り麦(らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。)、
青刈り大豆、飼料用麦、子実用とうもろこし、子実用えん麦、青刈り稲、WCS用稲、わら専用稲、青刈りひえ、
しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリットライグラス、
スミズブロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、
リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、
アカクローバ、シロクローバ、アルサイククローバ、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、
ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば

(注)上記の粗飼料作物等については、食用に供される畜産物を生産するために飼養される豚、牛、馬、めん羊、山羊に供される場合に限る。

※上記以外の粗飼料作物で地域農業再生協議会がその地域の特性に適合し、かつ、水田においてその生産振興を図る必要があると認められる場合(新規需要米を除く。)は、あらかじめ県と協議することとする。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	群馬県				整理番号	5
使途名	地域振興作物助成					
対象作物	野菜(具体的要件に定める品目)、花き(具体的要件に定める品目)、こんにゃく(いずれも基幹作)					
単 価	8,000円/10a(追加配分額に応じて単価を増額調整する。)					
課 題	本県は耕地に占める畑地の割合が高く、平坦地から高標高地帯までの耕地条件を活かして園芸作物等の生産量が多い。また、主食用米からの転換を推進するためにも、園芸作物等の作付を拡大し、収益力向上を図ることが重要である。 令和4年度実績は取組面積726haと概ね目標を達成した。令和5年度は畑地化促進事業の活用とともに、今後も米麦二毛作＋高収益作物の組合せによる本県の営農モデルを推進し、水田収益力強化を図るため、継続して支援を行う。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	取組面積	目 標	680ha	705ha	740ha	745ha
		実績	703ha	737ha	726ha	—
内 容	水田における対象作物の生産で、以下の要件を満たす取組に対して助成する。					
具体的要件	1 助成対象者 ・販売等を目的として対象作物を生産・耕作する販売農家・集落営農 2 助成対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱(以後、要綱)別紙1に定める交付対象水田であること 3 取組要件、助成対象作物 ・対象品目(下記のとおり)を作付け、販売すること。 ○野菜 (「野菜王国・ぐんま」推進計画(令和2年3月)における重点品目等) きゅうり、トマト(ミニトマト含む)、なす、いちご、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、ブロッコリー、えだまめ、ちんげんさい、パプリカ、ズッキーニ、にら、にがうり、たまねぎ、スイートコーン(未成熟とうもろこし)、さやいんげん、だいこん、ふき、うど、こまつな、すいか、やまといも、はくさい ○花き コギク、スプレーギク(群馬県花き振興計画(令和2年3月)) ○こんにゃく ・その他 通常の収量を確保し得る栽植密度と肥培管理等が行われていること。					
取組の確認方法	1 助成対象者 ・要綱Ⅳの第2の1(3)及び(4)の規定に基づき確認する。 2 助成対象水田 ・営農計画書により確認する。 3 取組要件、助成対象作物 ・面積の確認は、要綱Ⅳの第2の1の(5)に基づき、営農計画書、現地確認等により行う。 ・栽植密度及び肥培管理等については作業日誌、現地確認等により行う。					
成果等の確認方法	令和6年1月末までに、産地交付金実績面積により確認する。					
備考						

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	群馬県			整理番号	6
使途名	新規需要米等の生産性向上助成				
対象作物	加工用米、新市場開拓用米、飼料用米、米粉用米(いずれも基幹作)				
単 価	2,000円/10a(追加配分額に応じて単価を増額調整する。)				
課 題	主食用米の需要減少に伴い、新規需要米等への作付転換が継続的な課題となっている。また、加工用米や新市場開拓用米の生産においては、品質・生産量に対する実需者の要望に対応するとともに、生産コストの低減を図り、収益力を向上する必要がある。 令和4年度実績は、主食用米からの転換が進み、対目標値111%と目標を上回った。 今後も、主食用米からの転換を進め、作付の定着を図るため、生産性向上の支援を継続し、取組を推進する。				
目 標	※R2は加工用米、新規需要米のみ		令和2年度	令和3年度	令和4年度
	作付面積	目標	1,495ha※	2,845ha	3,050ha
		実績	1,323ha※	3,044ha	3,386ha
内 容	水田における加工用米、新市場開拓用米、飼料用米、米粉用米の生産で、以下の要件を満たす取組に対して助成する。				
具体的要件	1 助成対象者(以下をすべて満たすこと) ①販売等を目的として対象作物を生産・耕作していること ②需要者と出荷・販売契約を締結していること 2 助成対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱(以後、要綱)別紙1に定める交付対象水田であること 3 取組要件 ①対象作物 ・加工用米は、需要に応じた米の生産・販売に関する要領(以後、要領)別紙1に規定する加工用米であり、加工用米取組計画の認定を受けていること ・新市場開拓用米は、要領別紙2の第2に規定する新市場開拓用米であり、新規需要米取組計画の認定を受けていること ・飼料用米、米粉用米 新規需要米取組計画(需要に応じた米の生産・販売に関する要領(以後、要領)別紙2の第4の1)又は生産製造連携事業計画(米穀の新用途への利用の促進に関する法律第4条第3項)の認定を受けていること。 また、飼料用米については、経営所得安定対策要綱別紙13の2の(3)により、生産性向上(コスト低減)のため、以下の取組のうち一つ以上に取り組むこと。 ○飼料用米の生産性向上のための課題に対する取組 ①密播、疎植栽培等の取組による移植苗箱数の削減 ②堆肥等の利用による肥料費の削減 ③ICT、スマート農業技術の利用による省力化・コスト低減 ④適切な施肥管理による収量向上(地域の農協及び指導機関の指導水準を参考とする) ・品種別適正基肥量の確保又は追肥の実施 ⑤立毛乾燥による乾燥・調製費削減				

	②要件(以下のすべての要件を満たすこと) ・加工用米(基幹作)、新市場開拓用米(基幹作)、飼料用米(基幹作)、米粉用米(基幹作)を1ha以上生産していること ・GAPの取組を行うこと(※加工用米・新市場開拓用米のみ)
取組の 確認方法	1 助成対象者 ・要綱Ⅳの第2の1(3)及び(4)の規定に基づき確認する。 2 助成対象水田 ・営農計画書、水田台帳により確認する。 3 取組要件 ①営農計画書及び出荷販売契約書(全作物に共通)、新規需要米取組計画(飼料用米、米粉用米、新市場開拓用米の場合)、加工用米取組計画(加工用米の場合)、利用供給協定により確認する。 飼料用米の生産性向上の取組を行ったことがわかる書類(作業日誌、資材等購入伝票等) ②取組面積の確認は、要綱Ⅳの第2の1の(5)の規定に基づき行う。 GAPの取組の確認は、GAPチェックシートにより行う。(※加工用米・新市場開拓用米のみ)
成果等の 確認方法	令和5年12月末までに、加工用米及び新規需要米の取組計画認定状況および水田における作付状況(確定値)で確認する。
備考	

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	群馬県				整理番号	7
使途名	飼料用とうもろこし等の生産性向上助成					
対象作物	飼料用とうもろこし(青刈り・子実)(基幹作)					
単 価	4,500円/10a(追加配分額に応じて単価を増額調整する。)					
課 題	畜産農家の国産飼料用とうもろこしに対する需要が増えているが、本県における飼料用とうもろこしの生産は、供給量が十分でない状況にある。 引き続き、輸入飼料の価格上昇も予想されることから、今後も、本県の強みである畜産業との連携を強化し、水田での飼料増産を推進し、定着させるため、継続して支援を行う必要がある。 令和5年度は対象作物および面積要件の見直しを行い、取組の拡大、定着を図る。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
※対象作物の見直しにより令和4年度目標から修正	作付面積	目標	330ha	350ha	254ha※	260ha※
		実績	293ha	357ha	254ha	—
内 容	水田における飼料用とうもろこし(青刈り用、子実用)の生産で、以下の要件を満たす取組に対して助成する。					
具体的要件	1 助成対象者(以下をすべて満たすこと) ①販売等を目的として対象作物を生産・耕作する販売農家・集落営農(自家利用の場合を含む) ②需要者と出荷・販売契約を締結していること ③以下の担い手であること 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、人・農地プランに位置づけられた中心経営体のいずれか 2 助成対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱(以後、要綱)別紙1に定める交付対象水田であること 3 取組要件(次の全ての要件を満たすこと) ・畜産農家等の需要者との間で品質等の条件を含めた利用供給協定締結を行うこと、または、自家利用計画を策定すること(利用供給協定は耕畜連携助成に準ずる) ・飼料用とうもろこし(青刈り用、子実用)の生産において、1ha以上の利用集積を行うこと					
取組の 確認方法	1 助成対象者 ・要綱Ⅳの第2の1の(3)及び(4)の規定に基づき確認する。 ・担い手であることの確認は、農業経営改善計画、青年等就農計画、経営所得安定対策への加入を希望する集落営農の一覧(要綱様式第5号)、人・農地プラン等により行う。 2 助成対象水田 ・営農計画書、水田台帳により確認する。 3 取組要件 ・利用供給協定または自家利用計画により確認する。 ・取組面積の確認は、要綱Ⅳの第2の1の(5)の規定に基づき行う。					
成果等の 確認方法	当該年度に公表される農林水産統計で確認する。					
備考						

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	群馬県				整理番号	8
使途名	複数年契約の取組(新市場開拓用米)					
対象作物	新市場開拓用米(基幹作)					
単 価	10,000円/10a					
課 題	主食用米からの確実な転換のため、新市場開拓用米の複数年契約の取組を推進する。本県では、民間事業者を中心に一部で新市場開拓用米に取り組んでおり、引き続きそれらの取組を支援していく。					
目 標			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	取組面積	目標	—	4ha	4ha	4ha
		実績	4ha	0.1ha	—	—
内 容	水田における新市場開拓用米の生産において、以下の要件を満たす取組に対して助成する。					
具体的要件	1 助成対象者(以下をすべて満たすこと) ①販売等を目的として対象作物を生産・耕作していること ②需要者と出荷・販売契約を締結していること 2 助成対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱(以後、要綱)別紙1に定める交付対象水田であること 3 取組要件 ・需要に応じた米の生産・販売に関する要領(以後、要領)別紙2の第2に規定する新市場開拓用米であり新規需要米取組計画の認定を受けていること					
取組の 確認方法	1 助成対象者 ・要綱Ⅳの第2の1の(3)及び(4)の規定に基づき確認する。 2 助成対象水田 ・営農計画書、水田台帳により確認する。 3 取組要件 ①新市場開拓用米の確認は、新規需要米取組計画書、新規需要米の販売等に関する契約書、新規需要米の適正出荷に関する誓約書、新規需要米生産集出荷数量一覧表により行う。 ②取組面積の確認は、要綱Ⅳの第2の1の(5)の規定に基づき行う。					
成果等の 確認方法	令和6年1月末までに、産地交付金実績面積により確認する。					
備考						

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	群馬県				整理番号	9
使途名	そば、なたねの作付けの取組					
対象作物	そば、なたね(いずれも基幹作)					
単 価	20,000円/10a					
課 題	本県では、中山間地域等における転換作物として、そば・なたねの作付に取組んでいる。 令和4年度実績は対目標値103%と目標を上回った。今後も、地産地消、地域振興等と結びついた取組の拡大を目指し、引き続き作付への支援を行う。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	取組面積	目標	21.5ha	28.5ha	29.8ha	31ha
		実績	28ha	29.7ha	30.7ha	—
内 容	水田におけるそばまたはなたねの生産において、以下の要件を満たす取組に対して助成する。					
具体的要件	1 助成対象者(以下をすべて満たすこと) ①販売等を目的として対象作物を生産・耕作する販売農家・集落営農 ②需要者と出荷・販売契約を締結していること(なたねの場合は、農協等と需要者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は需要者等との販売契約を締結していること) 2 助成対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱(以後、要綱)別紙1に定める交付対象水田であること 3 取組要件 ・助成対象水田において、販売等を目的として、そばまたはなたねの生産を行うこと					
取組の 確認方法	1 助成対象者 ・要綱Ⅳの第2の1の(3)及び(4)の規定に準じる。 2 助成対象水田 ・営農計画書、水田台帳により確認する。 3 取組要件 ・取組面積の確認は、要綱Ⅳの第2の1の(5)の規定に基づき、営農計画書や現地確認により行う。					
成果等の 確認方法	令和6年1月末までに、産地交付金実績面積により確認する。					
備考						

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	群馬県				整理番号	10
使途名	新市場開拓用米の作付けの取組					
対象作物	新市場開拓用米(基幹作のみ)					
単 価	20,000円/10a					
課 題	主食用米の国内需要の減少が課題となっているため、国内外のコメの新市場の開拓を図る米穀の作付に取り組む重要性が高まっている。 輸出用米については、急激に作付面積を拡大することが困難であるが、現在作付を行っている地域での取組を維持・拡大するため、継続して支援を行っていく。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積	目標	14ha	14.5ha	4ha	4ha
		実績	14ha	4ha	0.1ha	—
内 容	水田において新市場開拓用米を作付け、以下の要件を満たす取組に対して助成する。					
具体的要件	1 助成対象者(以下をすべて満たすこと) ①販売等を目的として対象作物を生産・耕作していること ②需要者と出荷・販売契約を締結していること 2 助成対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱(以後、要綱)別紙1に定める交付対象水田であること 3 取組要件 ・需要に応じた米の生産・販売に関する要領(以後、要領)別紙2の第2に規定する新市場開拓用米であり新規需要米取組計画の認定を受けていること					
取組の 確認方法	1 助成対象者 ・要綱Ⅳの第2の1の(3)及び(4)の規定に基づき確認する。 2 助成対象水田 ・営農計画書、水田台帳により確認する。 3 取組要件 ①新市場開拓用米の確認は、新規需要米取組計画書、新規需要米の販売等に関する契約書、新規需要米の適正出荷に関する誓約書、新規需要米生産集出荷数量一覧表により行う。 ②取組面積の確認は、要綱Ⅳの第2の1の(5)の規定に基づき行う。					
成果等の 確認方法	令和6年1月末までに、産地交付金実績面積により確認する。					
備考						

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	群馬県				整理番号	11
使途名	地力増進作物の作付けの取組					
対象作物	地力増進作物(基幹作のみ)					
単 価	20,000円/10a(配分額によっては単価の減額調整を行う)※ ¹					
課 題	永続的な水田農業のためには、環境負荷の低減が必要不可欠となっている。そこで、地力増進作物の導入による有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくりの取組を推進する。					
目 標			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	作付面積	目標	—	0.5ha	10ha	10ha
		実績	0ha	10ha	—	—
内 容	水田において地力増進作物を作付け、以下の要件を満たす取組に対して助成する。					
具体的要件	1 助成対象者(以下をすべて満たすこと) ・販売等を目的として対象作物を生産・耕作する販売農家・集落営農 2 助成対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱(以後、要綱)別紙1に定める交付対象水田であること ・地力増進作物のみを作付けする同一ほ場への連続支援は原則2年間までとすること 3 取組要件 ・以下の対象作物を作付けし、①および②を満たすこと。 地力増進稲、ソルガム、エン麦、ライ麦、イタリアンライグラス、ローズグラス、クローバー類、アルファルファ、レンゲ、その他地力増進作物(青刈り大豆、マリーゴールド等)、クロタリヤ、フェアリーベッチ、ナギナタガヤ ①販売等を目的とした作物作付の為に土作りとして、地力増進作物を栽培していること ②後作までに確実に土壌へすき込むなど、適切な管理を行っていること					
取組の 確認方法	1 助成対象者 ・要綱Ⅳの第2の1の(3)及び(4)の規定に基づき確認する。 2 助成対象水田 ・営農計画書、水田台帳により確認する。 3 取組要件 ①地力増進作物の取組を行ったことがわかる書類(作業日誌、種子等購入伝票等) ②取組面積の確認は、要綱Ⅳの第2の1の(5)の規定に基づき行う。					
成果等の 確認方法	令和6年1月末までに、産地交付金実績面積により確認する。					

備考	※1 水田収益力強化ビジョンに地力増進作物の取組方針等を位置づけた地域農業再生協議会における、以下のア及びイの合計面積について、追加配分される。 ア 支援対象年度の前年度における産地交付金追加配分実施面積（ただし、支援対象年度の作付面積が前年度の産地交付金の追加配分実施面積より小さい場合は、支援対象年度の作付面積となる。） イ 支援対象年度の作付面積が前年度の作付面積から増加している場合、以下の(ア)又は(イ)のいずれか小さい方の面積 (ア) 水稻（加工用米、米粉用米及び新市場開拓用米を除く。）の支援対象年度の前年度からの作付減少面積 (イ) 地力増進作物（基幹作に限る。）の支援対象年度の前年度からの作付拡大面積
----	---